

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28年－20 (28.8.23)	教 育	<p><b>学校における交通ルールの周知徹底について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b> 6月に改正された道路交通法では、携帯電話の操作等を行いながらの自転車の運転が禁止事項とされたところである。 一方、先日やこの陳情書を作成している本日においても、高校生と思しき人が自転車に乗りスマートフォンの操作をしながら、ふらふら運転している姿が見られた。これは本当によく見る。自転車はときに加害者にもなりえるものであり、歩行者の安全や、運転している人自身の安全も思えば、このような行為は控えなければならない。</p> <p>▶<b>陳情趣旨</b> 小学校、中学校、高校の児童・生徒などに対し、学校・教育委員会において、自転車に乗る際にスマートフォンを操作してはならない旨の周知徹底を行っていただきたい。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)